

令和2年第3回定例会（R02.09.09）

○6番（櫻井 茂君） 6番・櫻井 茂です。通告により、一問一答方式により質問させていただきます。

まず1点目です。新型コロナウイルス感染症の対応についてお伺いをしてまいります。

新型コロナウイルスの感染の終息が見通せない状況におきまして、経済活動へのダメージと併せ、市民生活へも大きな影響が出ております。石岡市内からも陽性者が出ておりまして、法規制や市の対応について伺ってまいりたいと思います。

感染拡大防止に向けた予防対策につきましては、新聞、テレビ等で連日のように報道されておりますので、一定の認識は皆さんそれぞれにお持ちのことと思います。

そこで、私は、市役所が関係する施設内で陽性者が発生した場合の対応について、誰がどのような判断でどのような対応を行っていくのかについてお伺いをしたいと思います。

ただし、未知の感染症とも言える新型コロナウイルス感染症でありますので、当然明確に答弁できないというようなこともあろうかと思っております。そうした案件につきましては、その課題解決に向けて、今後関係機関と十分な意見交換をしていただきまして、柔軟な対応を市が取れるようになっていただけたらと思っております。

既にコロナ関連の質問が多数、今期定例会で出ておりますので、重複を避けまして質問させていただきます。

まず1点目です。感染者、陽性者等の現状についてお伺いしたいと思うんですが、これは既に質問されております。今朝新聞を私も見てまいりました。9月8日現在で茨城県内の陽性者は588名、石岡市内からの陽性者は11名ということで掲載されております。

次に、感染予防につきましては、多くの方が先ほど申し上げたように一定の知識をお持ちだと思います。しかし、陽性者とどのような接触、あるいは同じ環境にいた場合、濃厚接触者となるのか。新型コロナに関する報道がこれだけ多い中で、意外に知らない方が多いようでありますので、濃厚接触者の定義について、まずはご説明をいただきたいと思っております。

○議長（池田正文君） 保健福祉部長・金井君。

○保健福祉部長（金井 悟君） お答えいたします。濃厚接触者の定義でございますが、国立感染症研究所の新型コロナウイルス感染症患者に関する積極的疫学調査実施要領によりますと、濃厚接触者とは、患者の感染可能期間に接触した者のうち、次の4項目に該当する者とされております。1つ目として、患者と同居、あるいは長期間の接触があった者、2つ目として、適切な感染防護なしに患者を診察、看護、介護していた者、3つ目として、患者の気道分泌液もしくは体液等の汚染物質に直接触れた可能性が高い者、4つ目として、手で触れることのできる距離、目安として1メートルでございますけれども、必要な感染予防策なしで患者と15分以上の接触があった者とされており、感染者に接触した全ての方が濃厚接触者になるとは限りません。

以上でございます。

○議長（池田正文君） 6番・櫻井 茂君。

〔6番・櫻井 茂君登壇〕

○6番（櫻井 茂君） ただいま答弁をいただきましたけれども、一部ちょっと錯誤といえますか、あるようですので、それは指摘したいと思います。

まず、1つ目でご説明いただいた患者と同居、あるいは長期間の接触ということ、部長、答弁されましたけど、長時間だと思えます。長期間になってしまいますと2日も3日も4日も1週間もという期間になってしまいますので、ここは患者と同居、あるいは長時間の接触があった方は濃厚接触者になりますよと。それともう一つ、最後のところで、これ、我々自身こういう形になりますけれども、目安として1メートルの距離で必要な感染予防なしで患者と15分以上接触があった場合なんですけど、これが、実はそれに加えて条件がありまして、発症の2日前から接触した人ということになりますので、これは、以前は発症日からという定義があったらしいんですけど、4月20日ですか、日程はちょっとあれですけども改正になりまして、定義としては発症の2日前から接触した人ということになりますので、皆さん、これから何らかの形でもし自分が感染しているかもしれないと思ったときには、この濃厚接触者の定義を考えていただければと思います。

次に、濃厚接触者となった場合、あるいは陽性者と思われる人と接触したかもしれないと思われる方、自分が陽性なのか陰性なのか、当然検査を受けたいという思いに駆られると思います。クラスター防止の意味からもPCR検査でその後の対応を判断する必要性が出てくるわけでありまして。

そこでお尋ねいたしますけれども、PCR検査等につきましては、検査を受けなければいけない人、あるいは受けることのできる基準、これらについてお尋ねをしたいと思います。

○議長（池田正文君） 保健福祉部長・金井君。

○保健福祉部長（金井 悟君） お答えいたします。PCR検査を受けることのできる基準でございますが、土浦保健所、あるいは医師の総合的な判断に基づき検査を受けることができます。

受診の目安としましては、息苦しさ、強いだるさ、高熱等の強い症状のいずれかがある場合、また、高齢者、また、糖尿病、心不全、呼吸疾患等の基礎疾患がある方や透析を受けている方、免疫抑制剤、抗がん剤治療を受けている方等、重症化しやすい方で発熱やせきなどの比較的軽い風邪の症状がある場合、そのほかに、一般的に発熱やせき等、比較的軽い風邪症状が続く場合等となっております。

以上でございます。

○議長（池田正文君） 6番・櫻井 茂君。

〔6番・櫻井 茂君登壇〕

○6番（櫻井 茂君） 次に、そのPCR検査を受けることになった場合、市内で検査を受けることができるのか。仮にできるとすれば、その医療施設はどちらにあるのか。医療施設名をお答えできればお答えをいただきたいと思えます。

○議長（池田正文君） 保健福祉部長・金井君。

○保健福祉部長（金井 悟君） お答えいたします。市内でPCR検査を実施している医療機関につきましては、土浦保健所からの情報が公表されておらず、市では把握できない状況でございます。

なお、8月から土浦保健所管内におきましてPCR検査センターが開設され、市内の協力医療機関の医師の判断で当該センターにおいてPCR検査が受けられるようになってございます。

以上でございます。

○議長（池田正文君） 6番・櫻井 茂君。

〔6番・櫻井 茂君登壇〕

○6番（櫻井 茂君） ただいま医療機関名については公表されていないというお答えでした。土浦保健所管内においてはPCR検査センターが開設されたというお話ですけど、これ、場所はどちらにあるんでしょうか。これはお答えいただければお答えいただきたいと思います。

○議長（池田正文君） 保健福祉部長・金井君。

○保健福祉部長（金井 悟君） PCR検査センターの場所でございますけれども、土浦市内ということまで公表はされていませんので、当市では把握できない状況でございます。

以上でございます。

○議長（池田正文君） 6番・櫻井 茂君。

〔6番・櫻井 茂君登壇〕

○6番（櫻井 茂君） 分かりました。

次に、PCR検査の検査費用についてお伺いしたいと思います。

保健所の指示でPCR検査を受ける場合の費用、こちらについてお伺いをしたいと思います。また、感染していないか不安だと、あるいは、陰性であることを自ら証明したいなどの自己都合により検査を受ける場合の費用について、おおむねどのぐらいの費用となるか、お伺いしたいと思います。

○議長（池田正文君） 保健福祉部長・金井君。

○保健福祉部長（金井 悟君） お答えいたします。PCR検査の費用でございますけれども、保健所に確認したところ、保健所の指示による行政検査の場合は、検査料は無料となっております。また、症状がなく、心配や不安から検査を希望される場合、こちらにつきましては全額実費負担となりまして、数万円程度かかると聞いております。

以上でございます。

○議長（池田正文君） 6番・櫻井 茂君。

〔6番・櫻井 茂君登壇〕

○6番（櫻井 茂君） ありがとうございます。

テレビの報道などによりますと、自己負担の場合は3万から5万の値段で大体報道されているのかなと受け止めています。

次に、PCR検査で陽性となった場合、当然入院等の措置が取られることになるわけでありまして、その際の陽性者等の行動規制についてお伺いしたいと思います。

す。

まず最初に、入院宿泊施設、自宅待機等の措置、誰がどのように判断するのかお伺いしたいと思います。

○議長（池田正文君） 保健福祉部長・金井君。

○保健福祉部長（金井 悟君） お答えいたします。陽性者の入院、それから宿泊施設、自宅待機等の措置判断、こちらにつきましては、保健所、県の判断となっておりまして、県の入院調整班が患者確認後に県内の医療機関への入院や軽症者施設への入所あるいは自宅療養といった振り分けを行っているところでございます。

以上でございます。

○議長（池田正文君） 6番・櫻井 茂君。

〔6番・櫻井 茂君登壇〕

○6番（櫻井 茂君） 土浦保健所管内で入院できる病院と石岡市内医療施設での受入先、こちらについて分かるようであればお答えをいただきたいと思います。

○議長（池田正文君） 保健福祉部長・金井君。

○保健福祉部長（金井 悟君） お答えいたします。土浦保健所管内、石岡市内の医療機関での入院等の受入先につきましては公表されておらず、市では把握できない状況となっております。

以上でございます。

○議長（池田正文君） 6番・櫻井 茂君。

〔6番・櫻井 茂君登壇〕

○6番（櫻井 茂君） それでは、最近非常に多いと言われている無症状者の陽性者ですね。または症状の軽い方が利用される宿泊施設、入院ではなく宿泊施設を利用するというケースもあるようでありますので、こういった方が利用される宿泊施設、市内にあるのかどうか、お尋ねいたします。

○議長（池田正文君） 保健福祉部長・金井君。

○保健福祉部長（金井 悟君） お答えいたします。こちらにつきましても土浦保健所からの公表はなく、市では把握できない状況でございます。

以上でございます。

○議長（池田正文君） 6番・櫻井 茂君。

〔6番・櫻井 茂君登壇〕

○6番（櫻井 茂君） 次に、自宅待機の場合、こちらは無症状者の方になると思います。自宅待機の場合の外出制限、こちらも最近特にテレビ、新聞等で盛んに報道されておりますけれども、自宅待機の場合の外出制限はどのような形になるのかをお尋ねいたします。

○議長（池田正文君） 保健福祉部長・金井君。

○保健福祉部長（金井 悟君） お答えいたします。保健所に確認したところ、自宅待機の陽性者でございますけれども、感染拡大防止のため、外出はせず自宅療養をしていただき、また、自宅内においても必要最低限の行動にとどめていただくよう指導しているとのことです。

以上でございます。

○議長（池田正文君） 6番・櫻井 茂君。

〔6番・櫻井 茂君登壇〕

○6番（櫻井 茂君） 最近、皆さんもニュース等でお聞きになった方がいらっしゃるかと思いますが、入院先から脱走した患者、あるいは、無症状の自宅待機者が外出してしまって連絡がつかないといったニュースも報道されているようです。保健所や医師の指導に従わない方への罰則規定があるのかどうか、お尋ねをいたします。

○議長（池田正文君） 保健福祉部長・金井君。

○保健福祉部長（金井 悟君） お答えいたします。現状では罰則規定は特にございません。

以上でございます。

○議長（池田正文君） 6番・櫻井 茂君。

〔6番・櫻井 茂君登壇〕

○6番（櫻井 茂君） 陽性となった方は医師の診断によりまして完治と判断されるまでの期間は行動が規制されるということになると思います。一方で、濃厚接触者の判定を受けてPCR検査を受けた結果が陰性の方の行動規制、期間についてはどのようになるのかをお伺いしたいと思います。

○議長（池田正文君） 保健福祉部長・金井君。

○保健福祉部長（金井 悟君） お答えいたします。陽性者と接触した最終日から14日間は不要不急の外出を控え、健康状態に注意を払い、発熱や呼吸症状、倦怠感等が現れたときは保健所の指示を仰ぎ、検査を実施することとなっております。

以上でございます。

○議長（池田正文君） 6番・櫻井 茂君。

〔6番・櫻井 茂君登壇〕

○6番（櫻井 茂君） 基本的には濃厚接触者と判断された方は陰性であっても14日間の行動規制が求められるという答弁をいただきました。

実際のところ、潜伏期間がおおむね5日から14日間と言われているようですので、2週間程度の自宅待機、これは致し方ないのかなという気がしております。

次に、施設関係者ですね。これは市が管理監督する関連する施設関係者、利用者も含めまして陽性者になった場合、この対応についてお伺いしてまいりたいと思います。

最初に、陽性者が発生した場合、この陽性者の行動把握は誰がどのように行うのかをお伺いしたいと思います。

○議長（池田正文君） 保健福祉部長・金井君。

○保健福祉部長（金井 悟君） お答えいたします。陽性者につきましては、保健所が電話で健康調査を行っているところでございます。

以上でございます。

○議長（池田正文君） 6番・櫻井 茂君。

〔6番・櫻井 茂君登壇〕

○6番（櫻井 茂君） ただいま答弁いただきましたけれども、教育施設を利用する関係者からも陽性者が出たというように、私、聞いておりますので、教育委員会所管の施設においてはどのような対応になるのかをお伺いしたいと思います。

○議長（池田正文君） 教育部長・豊崎君。

○教育部長（豊崎康弘君） 私からは、市内小中学校で陽性者が発生した場合の行動把握について、ご答弁申し上げます。

市内小中学校において、教職員や児童生徒に陽性者が発生した場合、基本的に保健所が直接本人、または保護者から直近2週間の行動の聞き取り調査を行い把握することとなっております。さらに、本人等の承諾を得て保健所が学校にヒアリングを行い、学校内での感染状況及び濃厚接触者、PCR検査対象者の特定を行うこととなっております。

市内小中学校においては、感染拡大防止のため、石岡市新型コロナウイルス感染症対策マニュアルにより、児童生徒や教職員がPCR検査で陽性となったり濃厚接触者等となったと保護者から連絡があった時点で、発症までの直近2週間の行動などを、学校内外を含め電話で聞き取るとともに、担任などが通常授業の出席状況、特別教室などの配置、また、部活動の有無など、学校内での行動についての調査を行い、校内での行動や接触者等を把握し、保健所からの調査に備えることとなっております。

以上です。

○議長（池田正文君） 6番・櫻井 茂君。

〔6番・櫻井 茂君登壇〕

○6番（櫻井 茂君） よく分かりました。

心配だったのは、保健所だけが健康調査を行っている場合、どうしても緻密な情報が入ってこないというようなところでありましたので、教育施設、あるいは保育施設等、市内の施設で発生した場合には、保護者等の連絡先は知っているわけですから、当然、陽性者あるいは濃厚接触者と本人の了解を得て情報を得て、より深い細かい情報を仕入れてクラスター防止のための対応を取るということをしていただければと思っております。

次に、施設内の消毒の対応についてお伺いしたいと思います。

○議長（池田正文君） 保健福祉部長・金井君。

○保健福祉部長（金井 悟君） お答えいたします。施設内の消毒でございますけれども、保健所の積極的疫学調査に基づきまして消毒範囲等がまず決定され、保健所の指導の下、陽性者が利用した施設で消毒作業を実施することとなります。消毒方法につきましては、消毒液による拭き取り作業が多いと聞いております。

以上でございます。

○議長（池田正文君） 6番・櫻井 茂君。

〔6番・櫻井 茂君登壇〕

○6番（櫻井 茂君） 次に、感染拡大防止対策としまして、施設利用者から陽性者が出た場合、濃厚接触者が出た場合には、その施設の運営休止等の必要性を検討することとなると思っておりますけれども、その判断基準についてお伺いをしたいと思います。

○議長（池田正文君） 保健福祉部長・金井君。

○保健福祉部長（金井 悟君） お答えいたします。市が管理する施設、あるいは監督権の及ぶ施設につきましては、茨城版コロナNext Stageを参考に、それぞれに基準を作成しております。

基準例といたしましては、保育所、認定こども園等では施設内で濃厚接触者が発生した場合は原則最長14日間の休園とし、施設の消毒を実施いたします。濃厚接触者は登園停止とし、停止解除の時期は家族の状況を踏まえて判断し、濃厚接触者以外の児童は原則登園自粛とします。

なお、施設内で感染者が発生した場合は休園とし、休園期間については保健所や県と相談の上決定し、施設の消毒を行います。

感染者については、検査結果が陰性となった後、医師の承認が得られるまで登園停止、感染者以外の児童は登園可能の指示があるまでは全員自宅待機となります。

また、市所管の入所福祉施設につきましては、施設内で濃厚接触者が発生した場合は原則開所としますが、施設の消毒の実施、対象職員は自宅待機、利用者については検査結果が出るまで原則個室へ移動していただきます。

また、感染者が発生した場合についても入所施設は原則開所とし、利用者の感染の場合は保健所の指示で入院等の対応となります。

以上でございます。

○議長（池田正文君） 6番・櫻井 茂君。

〔6番・櫻井 茂君登壇〕

○6番（櫻井 茂君） 陽性者の発生状況とその利用者の利用形態、こちらによって様々対応が変わる可能性があるわけでありまして、児童施設関係、あるいは高齢者の入居施設につきましては、全くもって全ての施設を休業するということができないところもあると思います。入居されている方に突然陽性者が出たので全員出ていってくれと言われても受入先がなければ出ていけないわけで、そういったところも含めて、基準の中では陽性者につきましては入院等の別の行動規制、あるいは別の場所に動かす、それとともに消毒を行いますけれども、実際にはこういった施設で対応しなければならない方については継続的に安全を確保しながら施設の利用を促すと、認めるという形になると思います。そういった意味でも感染予防の対策の徹底とその対策、それと拡大防止に向けた迅速な判断と対応ができるよう準備をしていただきたいと思います。

参考としてお聞きしたいと思っておりますけれども、例えば市役所の1階窓口対応職員が陽性者となった場合、課の職員全員が濃厚接触者と判断された場合の窓口業務はどうなるのか、こちらについてお伺いしたいと思います。

○議長（池田正文君） 総務部長・越渡君。

○総務部長（越渡康弘君） ご答弁申し上げます。職員が仮に陽性となったという場合でございますが、陽性となった職員のほかにも濃厚接触者に該当する職員はPCR検査を受けまして、先ほどからも答弁があるように14日の出勤停止となることが想定されるわけでございます。そういった中でも市民が安全安心に市役所を使用できるということのために業務を継続していくということが必要になってくるわけござい

ますので、これまでの対策でございますが、国が4月に緊急事態宣言を発出しまして、茨城県においても特定警戒都道府県となったことを受けまして、職員を本庁、支所に分散するサテライト勤務のほか、公共交通機関を利用して通勤する職員につきましては時差出勤の励行、それと、茨城県を除く特定警戒都道府県、これは千葉県と東京都だったと思いますが、こちらからの通勤者については在宅勤務などを実施してきたという対応を取ってきたところでございます。

現在は、東京都内からの公共交通機関を利用して通勤する職員につきましては時差出勤ですとか在宅勤務としまして、また、妊産婦等、配慮を要する職員につきましても、八郷総合支所4階で分散勤務を実施しているという状況にございます。

なお、昨日、県知事からございましたが、指標のほうはS t a g e 2に引き下げられるということがございますので、今回、明日付けでそれを解除していきたいというふうに思っております。

しかし、今後また県の指標がS t a g e 4などに引き上げられた際には本庁支所のサテライト勤務を再開するなどの対策を講じるということと、人事記録などから業務経験のある職員をピックアップしまして、緊急時には流動体制が取れるなどの対応をしてみたいというふうに考えてございます。

以上でございます。

○議長（池田正文君） 6番・櫻井 茂君。

〔6番・櫻井 茂君登壇〕

○6番（櫻井 茂君） ありがとうございます。

それでは、次に、陽性者の病状回復後の施設利用についてお伺いしてまいりたいと思います。

これまでは感染した場合の対応、こちらを伺ってまいりましたが、陽性者あるいは濃厚接触者が治りましたよと、行動規制期間が過ぎましたよといった場合の再度施設を利用したい、職場に復帰したいといった場合の対応です。こちらについては、あまり新聞、テレビ等でも報道されていけませんので、ケースとしてはなかなか難しい答弁になることもあると思いますけれども、よろしくお伺いしたいと思います。

まず、退院した陽性者、こちらにつきましては、どのような形で施設利用が可能になるのかをお伺いしてまいりたいと思います。

○議長（池田正文君） 保健福祉部長・金井君。

○保健福祉部長（金井 悟君） お答えいたします。退院した陽性者でございますけれども、基本的に医師の判断に基づき退院となったことから、人への感染はなく、回復と判断され、施設利用が可能となります。

以上でございます。

○議長（池田正文君） 6番・櫻井 茂君。

〔6番・櫻井 茂君登壇〕

○6番（櫻井 茂君） 当然医師の判断がありまして、感染を拡大させるおそれがあれば退院できませんから、退院したことをもって回復したと、社会復帰が可能、安全ですよというお墨つきをいただいたということが分かるかと思っております。



次に、濃厚接触者の場合はどうなのかでありますけれども、こちらについてもお伺いしたいと思います。

○議長（池田正文君） 保健福祉部長・金井君。

○保健福祉部長（金井 悟君） お答えいたします。濃厚接触者の方がPCR検査の結果陰性となった場合につきましては、14日間の健康状態の観察等をしてしながら自宅待機となり、その間症状がなければ通常の生活に戻るようになります。

以上でございます。

○議長（池田正文君） 6番・櫻井 茂君。

〔6番・櫻井 茂君登壇〕

○6番（櫻井 茂君） この濃厚接触者の場合、今説明がありましたように14日間の健康観察、当然この健康観察の期間中に何らかの症状が出て医師の診断、あるいはPCR検査に基づいて陽性反応、あるいは14日間ではまずいだろうという判断があればそれ以上の期間に延びると思いますけれども、仮に陽性者のそばにいた濃厚接触者として指定された方がその直後にPCR検査で陰性となった方が14日間の健康観察期間を過ぎて社会復帰しようとする際に医師の診断を受けるわけではなくて、そのまま社会復帰するという事だろうと思うんですが、そうなりますと、施設を管理する側としましては、ほかの施設利用者から本当に大丈夫なんですかという、そういう問合せに対応できるのかという問題があると思います。これはなぜかと言いますと、先ほどちょっとお話ししましたけれども、潜伏期間は5日から14日間であるというようなことが言われているわけでありまして、無症状者として14日間過ごした場合、14日間の中でPCR検査を受けていませんので分からないんですよ。これについては、市としてはどのような対応を取ろうと思っているのか。あるいは、保健所ではどのような対応を取ってくださいと指導を受けているのかをお尋ねしたいと思います。

○議長（池田正文君） 保健福祉部長・金井君。

○保健福祉部長（金井 悟君） お答えいたします。議員ご指摘の無症状の陽性者の可能性及び受入れ側の不安に対しての緩和措置についてでございますけれども、こちらにつきましては、保健所や県に確認したところ、議員ご指摘のPCR検査陰性の濃厚接触者は14日間の経過観察期間に無症状の陽性者となる可能性や受入れ側の不安に対しての緩和措置等につきまして明確な対応は示されていない状況でございます。

このような状況を踏まえまして、本市といたしましても今後、受入れ側の不安に対しての緩和措置についての申入れや指針を示していただけるよう県に働きかけをしていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（池田正文君） 6番・櫻井 茂君。

〔6番・櫻井 茂君登壇〕

○6番（櫻井 茂君） 現実問題としましては、陽性者あるいは濃厚接触者に対しましては保健所が情報を出さないと、市側も情報の把握を全てできてはおりませんので、施設利用に際しまして、その方が陽性者であったとか濃厚接触者であったとか、本来分からない場合も多いわけありますけれども、ケースによっては、そ

れが分かっている方につきましては、当然、施設を管理する側としましては、何らかの保障といいますか、安全であるという担保がほしいという気持ちは当然出てくるわけでありまして、その点につきましては、今後、県なり保健所と十分調整をしていただければと思います。

それは、次の差別や誹謗中傷を防ぐという質問にもつながってくるんですけども、当然、本当に大丈夫なのかという問合せは、例えば市で言えば入浴施設であるとか、学校側でもいろいろな方から電話連絡、問合せが入っていたんじゃないかと思えます。これについて明確な答えは当然できませんので、法律の許している範囲内では14日間過ぎれば安全だということではあるんですけども、14日間過ぎれば安全だということを書いてあるホームページもどこにもないんですよ、私も調べましたけれども。あとは現場の成り行きに任せるというのが現状でありますので、今後の対応に私としては期待したいと思っておりますが、この差別や誹謗中傷を防ぐためにどのような対応を市として取られているのか。これまでの経験値の中でありましたらご説明をいただきたいと思っております。

○議長（池田正文君） 教育部長・豊崎君。

○教育部長（豊崎康弘君） お答えいたします。市内小中学校におきまして、差別や誹謗中傷等を防ぐ対策といたしまして、児童生徒に対し、学校長講話や学級活動、また、道徳の授業を通しまして、感染者、医療従事者等への偏見や差別等の問題提起を行い、正しい判断、適切な行動ができるよう、理解を促してございます。

また、教職員に対しましては、研修の機会を設け、児童生徒への指導の充実に努め、保護者宛てメッセージを全家庭に配布し啓発を図ることで保護者の皆様にもご理解とご協力が得られるよう努めている状況でございます。

○議長（池田正文君） 6番・櫻井 茂君。

〔6番・櫻井 茂君登壇〕

○6番（櫻井 茂君） 差別や誹謗中傷につきましては、子どもたちというよりは、どちらかと言うと大人の方のほうが多いのかなという気はしております。そのためにも、先ほど申し上げました濃厚接触者の定義、これをしっかりと市民の方々、保護者の方々に理解していただきまして、むやみやたらにうつるわけではありませんということを、しっかりと予防策を取っておれば感染のリスクは非常に下がるということを広報していただきたいと思っております。

次に、対策を行う組織の現状と課題について、こちらについては市長にお尋ねしたいと思っておりますけれども、陽性者家族が石岡市の施設を複数利用していた場合、担当課も複数に分かれまして、統一的な方針に基づき対応できていなかった事案があったように私は感じております。

新型コロナウイルスに対応してきた現状を振り返っていただきまして、市の組織の現状と課題についてどのように捉えられているのかをお伺いしたいと思います。

○議長（池田正文君） 市長・谷島君。

〔市長・谷島洋司君登壇〕

○市長（谷島洋司君） ご答弁いたします。当市の新型コロナウイルス感染症の施設対応は、対策本部において感染拡大防止の観点から施設ごとに感染状況に応じた利用

制限について一定の基準を設け、協議を行い、対応に当たってきたところです。また、複数の施設における対応が必要なときには部局間で調整を図りながら感染拡大防止に配慮した対策を図ってまいりました。特に対策本部を設けまして全庁的な対策の取組をしてまいりました。

しかしながら、新型コロナウイルス感染症は長期化することも想定されますので、今後の感染状況等も見極めながら最善の組織体制について検討してまいりたいと考えます。

○議長（池田正文君） 6番・櫻井 茂君。

〔6番・櫻井 茂君登壇〕

○6番（櫻井 茂君） 新型コロナウイルスにつきましては感染症法の適用を受けておりまして、保健所が主導的に対応するという事になるかと思えます。保健所につきましては、陽性者と濃厚接触者の対応につきましては、当然これは法的に行わなければいけないということでもありますけれども、濃厚接触者と接触したその他大勢、同じ施設を利用する方々、あるいは感染を心配する方々の対応は、正直なところ一切されていないと思えます。6月、7月辺りまでは保健所が非常にドライな対応に終始しておりまして、感染現場とのあつれきが相当あったと私は聞いております。その後、各方面から県に対しまして要望、意見等が入りまして、現在では以前よりも保健所は大分柔軟な対応をするというように聞いております。

市の関係施設利用者から陽性者等が発生した場合は、保健所と協力の上、対応することを考えれば、現場の経験や知恵を保健所側に積極的に伝える努力も必要だと思えます。県議会におきましても、今期定例会の一般質問等、私、今日、ホームページを見ましたけれども、コロナウイルス対策、あるいは保健所の在り方について質問されている県議の方がいらっしゃるようであります。市議会も複数の議員が今回コロナウイルスに関しまして質問しておりますけれども、そういった形でいろいろな方がコロナウイルスに対する知見を、あるいは意見をお互い交換し合い、また、関係している保健所等に意見を具申することで保健所の対応が変わっていくと。これがまた現場の声に柔軟に対応されることが陽性者、あるいは濃厚接触者、また、感染を不安に思われる方々の心を癒す、和らげるということにつながりますので、ぜひ市長におかれましてもそういった対応をよろしくお願いしたいと思えます。

次の質問に入ります。施設整備における設計・施工についてであります。

公共施設等総合管理計画及び公共施設等再配置計画などによりまして、老朽化した市の施設の修繕が進められております。そうした中で、将来の交換、修繕を前提に設計・施工を行っていなかったと思われる施設が見受けられるようであります。これによりまして、施設の長寿命化対応に現場が苦慮するとともに、市財政の負担が増しているということになりかねません。いろいろな要因が考えられますが、専門知識を持った職員を確保、育成を十分に行ってこなかったこと、あるいは、業者任せの発注であったことが考えられます。

今は老朽化の話をしましたけれども、老朽化どころか、本庁舎建設におきましては、この議場の照明問題、これが総務委員会でも大分指摘されております。また、駐車場の出入口につきましては、設計段階から総務委員会で指摘してまいりました。出

るときに右折車がいますと、渋滞をしていますと後ろの後続車がつながってしまっ  
て出られない、あるいは渋滞によって市役所の中に入ろうと思っても入れないと。当初  
2か所出口がありましたけれども1か所閉鎖してしまいましたので、これをずっと何  
とか2か所にできないかと言っているんですが、相変わらずその声を聞くというこ  
とはなっておりません。

また、庁舎ロビーの雨漏り、これに至っては論外ですね。この議場の天井に残る雨  
染み、これ、どうするのか。しっかりと対応されるのか。大手建設会社で重役をやら  
れた方に、私、言われたんですけれども、皆さんは天井の雨染みは分かるだろうけ  
ど、天井の裏にあるカビは分からないでしょうと。雨染みの裏にはカビが相当入っ  
ていますよということを言われました。天井の裏の確認をされたのかどうか、ちょっ  
と分かりませんが、そういった問題もあります。

また、この議場の廊下側のガラスですね。そちらには汚れがあります。通常見ると  
よく分かりませんが、日の光が当たると相当汚れております。一体どのような清掃  
をしたのか、私には分かりません。これら全ての修繕費用が全て業者負担ならいいん  
ですけれども、現実には多分市の負担も発生するのではないかと思います。これは現実  
の問題であります。

今後、公共施設の長寿命化を図るための修繕には大きな財政負担が伴ってまいりま  
す。こうした将来の財政負担を軽減するためにも、設計・施工による不具合、ある  
いは配慮のなさですね、当時、配慮が至らなかった。これについては、後に分かった  
場合の入札参加資格における評価を見直す考えがあるのかどうかについて、お伺い  
をしたいと思います。

○議長（池田正文君） 総務部長・越渡君。

○総務部長（越渡康弘君） ご答弁申し上げます。設計施工による不具合が発生し  
た場合でございますが、この場合は、発注者は瑕疵を特定しまして設計の成果につ  
いては引渡し後3年以内、工事目的別につきましては引渡し後原則2年以内に請負業  
者に対して瑕疵担保責任を請求しまして、請負業者が修補または損害賠償を負担す  
ることになるかと思っております。

なお、発注者が瑕疵を特定できない場合でございますが、修補費用は自己負担とな  
ってまいります。建設当時の設計施工請負業者に対しては、仕様書等の条件を満  
たしたとの判断の下、成果物等の引渡しを受けていることや時間の経過により瑕疵  
の特定が困難であるなどを考慮しますと、入札参加資格に係る評価の見直しは非  
常に難しいのではないかとこのように考えてございます。

以上でございます。

○議長（池田正文君） 6番・櫻井 茂君。

〔6番・櫻井 茂君登壇〕

○6番（櫻井 茂君） 何十年も前の設計施工の問題点について、これについて問  
題にすると、当時、市が検査承認を行っているわけでありますから、入札参加  
資格等で差別化するのは法的にも公平性の観点からも困難であるということは理  
解できます。

しかし、そうなりますと、市が被るであろう損害、修繕費用が増大するという意味

での損害ですね。これに対して誰がどのような責任を取るのかということになるわけであり、設計・施工業者の処分はできない、職員は退職していない、結果その責任を取らされるのは修繕費用を負担する今生きている市民ということになると思います。単にできないでは行政としての責任を放棄しているということになりますけれども、予防措置と言っていいのかわかりませんが、どのような対応を考えているのか、お伺いしたいと思います。

○議長（池田正文君） 総務部長・越渡君。

○総務部長（越渡康弘君） ご答弁申し上げます。施設修繕の品質を確保するためには、職員の技術力の向上が必須であるというふうに認識をしております。このことから、技術力向上を図ることを目的としまして、営繕工事に関する研修会を開催しております。

今後につきましても、より充実した研修会の開催に取り組み、人材の育成と強化に努めてまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（池田正文君） 6番・櫻井 茂君。

〔6番・櫻井 茂君登壇〕

○6番（櫻井 茂君） 今答弁いただきましたけれども、残念ながら答弁された人材育成、これにつきましては昔から取り組んでおられますので、果たして改善というのが当たっているのかわかりませんが、ちょっと疑問であります。問題点を職員がしっかりと把握し、次の時代に継承していくことがなければ、同じ失敗を繰り返すことになるわけであり、人事評価、取り組んでいるところであり、人事評価もしっかりと実効性を高めて反映させていただきたいと思っております。

次に、設計・施工に関して、専門資格と知識を有する職員の確保について、考えをお伺いしたいと思います。

○議長（池田正文君） 総務部長・越渡君。

○総務部長（越渡康弘君） ご答弁申し上げます。専門的な知識、技能を有する職員の確保ということでございますが、専門的な知識、技術及び資格が求められる専門職につきましては、業務量や専門職の年齢バランスなどを考慮し、正規職員での採用を行うとともに、業務内容や必要とする期間によっては会計年度任用職員の任用で対応しているところでございます。

また、一般職においても専門的な知識が求められてきておりますので、派遣研修などを通じまして人材の育成に努めまして、一人一人のスキルアップを進めているところでございます。

公共施設の修繕等における設計・施工につきましては、現在それぞれの所管課におきまして担当職員が設計及び施工管理を行っているところでございますが、施設担当課の職員全てが建築技術の十分な知識や経験を持って設計及び施工管理に当たっていると断言できない状況でございます。そのため、当市におきましては、石岡市営繕工事執行要綱に基づき、営繕工事などを行う担当課からの要請を受けた建築住宅指導課の職員が工事等に対して必要な助言を行うなどの技術支援を行っているところでございます。

公共施設等総合管理計画に基づく修繕等の工事が今後増えていくことを踏まえまして、専門職の確保、人材の育成に努めるとともに関係機関の連携を強化していくなど、将来の財政負担などのリスクにも配慮した設計・施工管理が行えるよう努めてまいりたいというふうに考えてございます。

以上でございます。

○議長（池田正文君） 6番・櫻井 茂君。

〔6番・櫻井 茂君登壇〕

○6番（櫻井 茂君） 冒頭申し上げましたように、長寿命化計画の中で今後たくさんの施設が修繕改修に入っていくということでの財政負担が増えていくわけでありませぬ。しかしながら、新庁舎でさえ、工事着工前に指摘されながら解決できていない問題もたくさん、現実問題として起きております。最後は全て人が、職員が対応しているわけでありませぬから、職員の意欲、やる気の問題が大きいのだと思っております。結論を出すのは業者ではありませんので、結論は職員であり市長であります。そういった意味で、職員の能力アップや仕事への意欲を高める人事配置、人事評価、これは特に真剣にやっていただきたいです。人事評価が果たして機能しているのか、非常に疑問であります。働きやすい職場環境の確保をしっかりとやっていただきたいと思っております。人事は市長の権限でありますので、市長の考えをお伺いしたいと思っております。

○議長（池田正文君） 市長・谷島君。

〔市長・谷島洋司君登壇〕

○市長（谷島洋司君） 施設整備における設計及び施工についてお答えいたします。

入札参加資格における対応や専門知識を有する職員の確保については、ただいま総務部長が答弁したとおりでございますが、議員からご指摘をいただいたとおり、設計及び施工管理において、将来的な修繕やリスクに対する配慮がなされていけば無駄な財政負担を抑えることができると考えます。

一方で、施設の営繕工事には一定の専門的知識が必要とされますことから、今後、専門職員の確保や部局間の連携の強化を図りながら適切な営繕工事に努めてまいりたいと考えております。

市長としましては、人材育成や活用、評価などを通して、職員の意欲、やる気が高まるよう、働きやすい職場環境の確保に努めてまいりたいと思っております。

○議長（池田正文君） 6番・櫻井 茂君。

〔6番・櫻井 茂君登壇〕

○6番（櫻井 茂君） ありがとうございます。

しっかりと対応をしていただいて、将来の財政負担を少なくする、あるいは、石岡市役所職員としての誇りを持って仕事に当たっていただきたいと思っております。

以上で質問を終わります。